

令和7年度吹田市情報公開運営審議会

- 1 日時 令和7年8月25日（月） （開会）10時00分 （閉会）10時50分
- 2 場所 吹田市役所 高層棟4階 特別会議室
- 3 案件 （1）会長・副会長の選任
（2）令和6年度（2024年度） 情報公開制度の運用状況について

4 出席委員

（会長）村田 尚紀 （副会長）荒木 晋之介
香川 俊治 川端 哲 岸 浩子 三条 健二 西形 方良
山本 雅子 吉川 英次

5 欠席委員

安藤 彰

6 出席市職員（事務局）

市民部長 大山 達也
市民総務室 室長 田中 義之 参事 中野 勝 主幹 宮崎 良彦
主査 中島 由美恵

7 傍聴者

1名

8 議事要旨

事務局： ～委員紹介、事務局紹介～

事務局： ～案件（1）会長・副会長の選任

互選により会長職に村田委員、副会長職に荒木委員が就任～

事務局： ～案件（2）令和6年度 情報公開制度の運用状況について

資料に基づき説明～

委員： 令和5年度と比べて請求件数が減少しています。「運用状況」P3に実施機関の担当部別内訳が載っていますが、どの部署が減少したのですか。減少した原因は、「運用状況」P5の情報提供なのか、違う要因があったのか教えてください。

事務局： 令和5年度は405件の請求があり、令和6年度は300件と、105件の減少があったのは、令和4年度は338件、令和3年度は314件といったように、通常300件前後の請求件数のところ、令和5年度が飛び抜けて請求件数が多かったという状況です。飛び抜けて多かった要因は、特定の1

名の請求人が、令和５年度には７１件の請求をされていましたが、令和６年度は８件と大幅に請求件数が減少したことが、令和６年度の請求件数の減少の主な要因であると分析しております。

委員： それはどの部ですか。

事務局： 都市計画部と会計室です。

委員： 「運用状況」Ｐ４（６）審査請求の状況のＮＯ．２が、審査請求書受理日から審査会への諮問が３か月近く空いています。この案件だけ長いように思いますが、何か理由がありますか。

事務局： 審査請求書を受理した後に、実施機関が審査会へ諮問をします。一月程度を目安に審査会へ諮問してくださいと、事務局は実施機関に伝えています。
しかし、実施機関で諮問書の作成に時間がかかったり、検討内容があったりすると諮問が遅れるということもあります。

委員： 期間は決まっていないのですか。

事務局： 期間は明文化されていませんので、目安として一月程度としております。

委員： 審査会は、一つの案件に対して、平均何回ぐらいかかるのですか。

事務局： 審査会の一案件の流れとしては、初めに、実施機関が審査会に対して諮問した案件について説明を行う諮問説明で１回、請求人が希望する場合、請求人と実施機関と審査会が対面で行う口頭意見陳述が１回、その後審査会の委員のみで行う調査審議を最短で２回、多ければ５回ほど行います。よって、早ければ４回、長ければ７、８回かけて答申に至ります。

委員： 決定に不服があって審査請求があると思いますが、審査会の結果で変わるということはあるですか。

事務局： 一概には言えませんが、決定は妥当であるという答申がでたり、決定をやり直すようにといった答申がでたり、どちらもあります。

委員： 「運用状況」Ｐ５のＮＯ．１１は、公開決定に対して審査請求が出ていますが、こういった不服があったのですか。

事務局： 実施機関は、全部公開決定を行いました。請求人は、公開した資料以外にもほかの資料があるのではないかと、審査請求がなされたものです。

委員： 「決定内容」Ｐ１２のＮＯ．６３について、不存在の理由に、※１事前相談については、口頭により相談を受け、その結果を記録していないため。とありますが、事前相談を記録したり記録しなかったりということについて、何か決まりはありますか。

事務局： 事前相談は、担当室課によって判断されています。法令等に定められた手続きの間に行われる協議については、記録しなければなりません。それ以外のものやその前段階の相談ごとに関しては、担当室課の判断で記録を残さ

ないということもあり得ます。

委員： 担当室課は何室課ぐらいありますか。

事務局： 部局の数でいうと、吹田市の全部局が対象になります。どの部局が多いかというと「利用状況」のとおり、都市計画部です。室課でのカウントはしておりませんので、この場でお答えはできませんが、公文書を作成している部署が対象になりますので、市のあらゆる部署が対象になります。

委員： 請求する場合は、何に使用するか、何のために請求するのかも記載するのですか。

事務局： 公文書公開請求書には、どんな文書を求めるのかを記載いただきますが、理由は問わないものになっております。

委員： 府と市の連携が必要なものもありますが、その場合吹田市に請求したら、府に連携されるのか、府にも請求しなければならないのですか。

事務局： 市に対して、府の文書を請求した場合に、市がその文書を保有していなければ、市としては不存在となります。その場合には、請求人に、市は保有していないので、府に請求してくださいと案内します。

以上